

青森県特別対策局県境再生対策室 現地事務所だより

第1号 平成16年7月23日発行

発行元：青森県特別対策局県境再生対策室現地事務所
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044

FAX 0179-20-7045

E-mail genchi@bz01.plala.or.jp

青森・岩手県境の不法投棄事案に対し、県では各種のモニタリング調査や廃棄物撤去に向けた工事を進めているところです。

このたび、田子町の皆様に調査の結果や工事の進捗状況を定期的(月1回程度)にお知らせする「現地事務所だより」を発行することとなりました。情報を正確かつ迅速にお伝えしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1 現状回復に向けた不法投棄物の撤去に係る各種工事について

現在着工中の工事並びにこれから予定している工事について整理しました。

工種	年											H17年	H18年	H19年～H24年	
	H16年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月					
工用道路整備(ラグーン入り口)				▶											
工事・搬出用道路整備 (不法投棄現場入り口)				▶											
洗車設備				▶											
浸出水処理施設													▶	(H17.5.31まで)	
浸出水貯留池及び 防災調整池													▶	(H17.5.31まで)	
一時仮置き場・中間処理施設の 不法投棄物撤去開始(約10万t)														▶	
現場内遮水壁工事													▶		
第2期表面遮水工事													▶		
現場内不法投棄物の本格的 撤去開始															▶

15年度に実施した主な工事

仮設浄化プラント(平成16年3月完成)



第1期表面遮水工(平成16年5月完成)



雨水・雪溶け水が廃棄物へ浸透するのを防ぎ
汚染水の流出を抑えます。

2 一時仮置場からの不法投棄物搬出について

今年度は洗車設備の完成後に不法投棄現場奥の一時仮置場から、不法投棄物の撤去を開始します。一時仮置場に積まれている不法投棄物は堆肥様物主体のもので、廃棄物はシートの上に積まれているため、撤去作業を行っても汚染拡散の心配がないところです。

撤去開始時期は準備が整い次第、早ければ8月中から取りかかる予定です。

今年度の処理業務委託先は青森市の青森リニューアブル・エネルギー・リサイクル株式会社(略称RER)に決定しました。

3 仮設浄化プラントの水質分析結果

仮設浄化プラントは水処理施設が完成する平成17年5月までの間、不法投棄現場からの浸出水(原水)を浄化する施設で主として浮遊物質(SS)の除去を目的とし、平成16年3月2日から稼働しています。

これまでに3回、原水と処理水の分析を行いました。その結果についてお知らせします。

浸出水原水と処理水の分析結果

(単位:mg/l)

採水日	項目	COD	BOD	SS	T-N
3月2日	原水	72.0	32.0	46.0	56.0
	処理水	69.0	34.0	8.5	54.0
4月20日	原水	67.0	31.0	38.0	83.0
	処理水	46.0	27.0	0.7	70.0
5月7日	原水	50.0	29.0	38.0	73.0
	処理水	45.0	26.0	0.3	83.0

用語解説

COD:化学的酸素要求量。数値が高いほど水中の汚染物質の量が多い。

BOD:生物化学的酸素要求量。数値が大きいほど水質が汚濁している。

SS:浮遊物質。数値が大きいほど水中に浮遊物が多い。

T-N:窒素。数値が大きいほど窒素分が多い。

県境再生対策室現地事務所移転のお知らせ

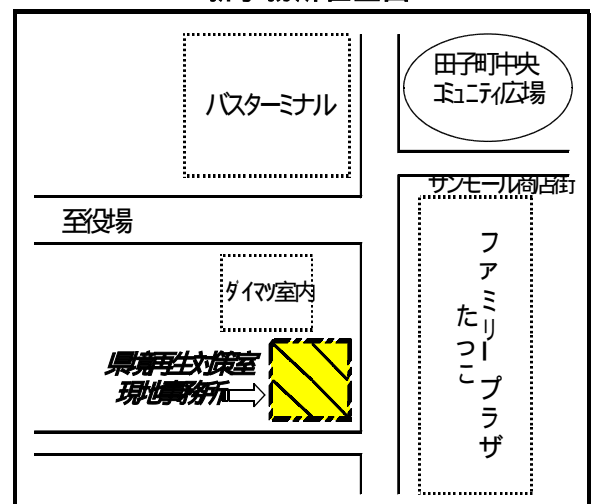
昨年9月の事務所発足から田子町役場の3階を借りていた現地事務所ですが、7月21日から場所を移転いたしました。

新事務所の位置は右図のとおりです。

お気軽にお立ち寄りください。

なお、電話番号に変更はございません。

新事務所位置図



これからの行事予定について

7月31日(土)14:30 ~ 第5回県境不法投棄現場現状回復対策推進協議会(会場:八戸市ユートリー)